○三浦市漁港管理条例

昭和58年３月25日三浦市条例第２号

改正

平成12年３月30日三浦市条例第20号

平成13年３月29日三浦市条例第14号

平成13年12月27日三浦市条例第27号

平成15年３月24日三浦市条例第７号

平成30年12月14日三浦市条例第27号

三浦市漁港管理条例

（趣旨）

第１条　この条例は、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、市が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（漁港施設の維持運営）

第２条　市長は、市が管理する漁港施設（以下「甲種漁港施設」という。）のうち、基本施設、輸送施設及び漁港施設用地（公共施設用地に限る。）について、毎年度その維持運営計画を定めるものとする。

２　市長は、甲種漁港施設以外の漁港施設（以下「乙種漁港施設」という。）の維持運営について必要があると認めるときは、当該乙種漁港施設の所有者又は占有者に対し、その維持運営に関する資料の提出を求め、又は必要な事項を勧告することができる。

（漁港の保全）

第３条　何人も、漁港の区域内においては、みだりに漁港施設（法第39条第５項第１号に規定する施設を除く。）を滅失し、又は損傷する行為その他漁港の機能を妨げる行為をしてはならない。

２　甲種漁港施設を滅失し、又は損傷した者は、直ちに市長に届け出るとともに、市長の指示に従い、これを原状に復し、又は滅失若しくは損傷によって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失又は損傷がその者の責に帰すべき事由によるものでないときは、この限りでない。

（危険物等についての制限）

第４条　爆発物その他の危険物（当該船舟の使用に供するものを除く。）又は衛生上有害と認められるもの（以下「危険物等」という。）を積載した船舟は、市長の指示した場所でなければ停泊し、停留し、又は係留してはならない。

２　危険物等の荷役をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

３　第１項の危険物等の種類は、規則で定める。

（漂流物の除去等の措置命令）

第５条　市長は、漁港の区域内の水域における漂流物が漁港の円滑な利用を阻害するおそれがあると認めるときは、当該物件の所有者又は占有者に対し、当該物件の除去その他必要な措置を命ずることができる。

（陸揚輸送等の区域における利用の調整）

第６条　市長は、漁港の区域の一部を陸揚輸送及び出漁準備のための区域として指定することができる。

２　市長は、前項の指定区域内にある甲種漁港施設の運営上必要があると認めるときは、当該漁港施設において漁獲物、漁具、漁業用資材又はその他の貨物（以下「漁獲物等」という。）の陸揚げ又は船積みを行う者に対し、陸揚げ又は船積みを行う場所、時間その他の事項について必要な指示をすることができる。

３　船舟は、前項の甲種漁港施設において漁獲物等の陸揚げ又は船積みを終了したときは、速やかに第１項の指定区域外に移動しなければならない。ただし、当該区域の利用上支障がないと認めて市長が許可したときは、この限りでない。

４　第２項の甲種漁港施設の利用者は、漁獲物等の陸揚げ又は船積みを終了したときは、直ちにその陸揚げ又は船積みを行った場所を清掃しなければならない。

（利用の届出）

第７条　甲種漁港施設のうち、規則で定める施設を利用しようとする者は、次条第１項又は第９条第１項の許可を受けた者を除き、市長に届け出なければならない。

２　市長は、必要があると認めるときは、前項の施設を利用する者に対し、利用時間その他利用方法について必要な指示をすることができる。

（使用の許可等）

第８条　次に掲げる者は、市長の許可を受けなければならない。

(１)　甲種漁港施設（法第39条第５項の規定により市長が指定する区域内に存する施設に限る。）のうち市長が公示により指定する施設を使用しようとする者

(２)　甲種漁港施設を当該施設の目的以外の目的に使用しようとする者

２　前項の使用の許可を受けた者が、当該甲種漁港施設の使用の目的又は方法を変更しようとするときも、同様とする。

３　市長は、前２項の許可に甲種漁港施設の使用上必要な条件を付すことができる。

４　第１項の使用の期間は、１年を超えることができない。ただし、市長が特別の必要があると認めたときは、この限りでない。

（占用の許可等）

第９条　甲種漁港施設（水域施設を除く。）を占用し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは除去しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

２　前項の占用の許可を受けた者が、当該甲種漁港施設の占用の目的又は方法を変更しようとするときも、同様とする。

３　市長は、前２項の許可に甲種漁港施設の利用上必要な条件を付することができる。

４　第１項の占用期間は、１月（工作物の設置を目的とする占用にあっては、１年）を超えることはできない。ただし、市長が特別の必要があると認めたときは、この限りでない。

５　第１項の占用の許可を受けた者が占用を廃止したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

（使用料等）

第10条　市長は、甲種漁港施設を利用する者から別表第１に定める使用料又は占用料（以下「使用料等」という。）を徴収する。

２　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料等を減免することができる。

(１)　公務に従事するとき。

(２)　特定漁港漁場整備事業その他の漁港の工事の施行に従事し、又は漁港の維持管理をするとき。

(３)　その他市長が特に必要があると認めたとき。

３　既納の使用料等は、還付しない。ただし、市長において利用者の責に帰することができない事由があると認めたときは、この限りでない。

（土砂採取料等）

第11条　漁港の区域内の水域（市以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について法第39条第１項の規定による採取又は占用の許可を受けた者からは、別表第２に掲げる土砂採取料又は占用料（以下「土砂採取料等」という。）を徴収する。ただし、同条第４項に規定する者については、この限りでない。

２　土砂採取料等については、前条第２項及び第３項の規定を準用する。

（入出港の届出）

第12条　漁港を利用する者は、その船舟の入港及び出港の状況について、市長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる船舟については、この限りでない。

(１)　総トン数20トン未満の漁船

(２)　公務に従事する船舟

(３)　第８条第１項の許可を受けた船舟

(４)　あらかじめ市長の承認を受けた船舟

（監督処分）

第13条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その許可を取り消し、その許可に付した条件を変更し、又はその行為の中止、既に設置した工作物の改築、移転若しくは除去、当該工作物により生ずべき漁港の保全上若しくは利用上の障害を予防するために必要な施設の設置若しくは原状回復を命ずることができる。

(１)　第８条第１項若しくは第２項又は第９条第１項若しくは第２項の規定に違反した者

(２)　第８条第３項又は第９条第３項の規定による許可に付した条件に違反した者

(３)　偽りその他不正な手段により、この条例に基づく許可を受けた者

（公益上の必要による許可の取消等及び損失補償）

第14条　市長は、特定漁港漁場整備事業その他の漁港の工事の施行又は漁港の維持管理のため特に必要があると認めるときは、第８条第１項若しくは第２項又は第９条第１項若しくは第２項の規定により許可を受けた者に対し、前条に規定する処分をし、又は同条に規定する必要な措置を命ずることができる。

２　前項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償するものとする。

（過料）

第15条　次の各号の一に該当する者に対しては、５万円以下の過料を科する。

(１)　第４条第１項又は第２項の規定に違反した者

(２)　第５条の規定による市長の命令に従わない者

(３)　第６条第３項、第８条第１項若しくは第２項、第９条第１項若しくは第２項又は第12条の規定に違反した者

(４)　第13条又は前条第１項の規定による市長の命令に違反した者

第16条　詐欺その他不正の行為により使用料等の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の５倍に相当する金額（当該５倍に相当する金額が５万円を超えないときは、５万円とする。）以下の過料を科する。

（過怠金）

第17条　偽りその他不正の行為により土砂採取料等の徴収を免れた者からは、その徴収を免れた金額の５倍に相当する金額以下の過怠金を徴収する。

（委任）

第18条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、昭和58年４月１日から施行する。

附　則（平成12年３月30日三浦市条例第20号）

（施行期日）

１　この条例は、平成12年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行前に行われた土砂採取料等の徴収に係る処分、手続その他の行為でこの条例施行の際現に効力を有するものは、改正後の三浦市漁港管理条例の相当規定によって行われた処分、手続その他の行為とみなす。

３　この条例の施行前に徴収した土砂採取料等は、この条例による改正後の第13条第１項の規定により徴収した土砂採取料等とみなす。

４　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成13年３月29日三浦市条例第14号）

１　この条例は、平成13年４月１日から施行する。

２　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成13年12月27日三浦市条例第27号）

この条例は、平成14年４月１日から施行する。

附　則（平成15年３月24日三浦市条例第７号）

１　この条例は、平成15年６月１日から施行する。

２　この条例による改正後の別表第１の規定は、この条例施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附　則（平成30年12月14日三浦市条例第27号）

（施行期日）

１　この条例は、平成31年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正前の三浦市漁港管理条例の規定又はこの条例による改正前の三浦市海岸保全区域に係る占用料等に関する条例の規定により算定された占用料等（当該占用料等の期間がこの条例の施行の日前に開始するものにあっては、同日前の占用等の期間に係る占用料等に限る。）であって、同日前に賦課が行われ、同日の前日までの間においてその徴収が完了していないものに係る額等については、この条例の施行の日以後においても、なお従前の例による。

別表第１（第10条関係）

１　使用料

|  |  |
| --- | --- |
| 施設の種別 | 使用料 |
| 岸壁物揚場 | １　水産物を陸揚げする場合　水揚金額の1,000分の0.5２　商工貨物を陸揚げする場合　重量１トンごとに　40円 |
| 泊地船揚場 | 船舟の総トン数 | ５トン以下のもの | ５トンを超え10トン以下のもの | 10トンを超え20トン以下のもの | 20トンを超えるもの |
| 種別及び単位 |
| 漁船 | １隻１日 | 180円 | 190円 | 210円 | 210円にその超える20トン又はその端数ごとに210円を加算した額 |
| 漁船以外の船舟 | １隻１日 | 200円 | 210円 | 240円 | 240円にその超える20トン又はその端数ごとに240円を加算した額 |

２　占用料

|  |  |
| --- | --- |
| 物件の種別 | 占用料 |
| 電柱 | 本柱 | １本１月につき　100円 |
| 支線支線柱街路照明柱 | １本１月につき　100円 |
| 広告及び看板類 | 広告等に使用される表面積１平方メートル１月につき　340円 |
| 標識柱類 | １本１月につき　100円 |
| 地下埋設物 | 管類 | １メートル１月につき　20円 |
| マンホール | １基１月につき　80円 |
| 前各項に掲げるもの以外の目的のための占用 | 近傍の類似地の価格の１平方メートル当たりの額に、占用面積、100分の３及び365分の占用日数を乗じて得た額 |

備考

１　この表中１トン、１日、１月、１平方メートル若しくは１メートルに満たないとき、又はそれらに端数が生じたときは、それぞれの満たない数又は端数は、１トン、１日、１月、１平方メートル又は１メートルとして計算する。

２　漁船については、継続する停係泊の期間が１月までの間の泊地及び船揚場にかかる使用料は徴収しない。

３　船舟については、商工貨物の陸揚げ期間中の泊地にかかる使用料は徴収しない。

４　近傍の類似地の価格は、地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第10号又は第11号に規定する土地課税台帳又は土地補充課税台帳に記載されている価格による。

別表第２（第11条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 単位 | 金額 |
| 土砂の採取 | １立方メートルにつき | 210円 |
| 占用 | 通路、作業場、材料置場その他原状のまま使用するもの | 占用面積１平方メートル１年につき | 130円 |
| 倉庫、物置、小屋、桟橋、橋りょうその他の工作物（次の各項に掲げるものを除く。） | 260円 |
| 住宅、事務所及び工場 | 380円 |
| 海水浴施設、売店、休憩所及びバンガロー | 1,560円 |
| 係船浮標、係船くい、信号浮標及び信号柱 | １基１年につき | 300円 |
| 電柱 | 本柱 | １本１年につき | 980円 |
| 支線柱及び支線 | １本（条）１年につき | 440円 |
| 鉄塔 | 占用面積１平方メートル１年につき | 730円 |
| 広告板類 | 広告等に使用される表面積１平方メートル１年につき | 3,450円 |
| 管類 | 内径が600ミリメートル未満のもの | 長さ１メートル１年につき | 150円 |
| 内径が600ミリメートル以上のもの | 360円 |

備考

１　この表中１立方メートル、１平方メートル若しくは１メートルに満たないとき、又はそれらに端数が生じたときは、それぞれの満たない数又は端数は、１立方メートル、１平方メートル又は１メートルとして計算する。

２　占用の期間が１年未満であるとき、又はその期間に１年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお１月未満の端数があるときはその端数は１月として計算する。ただし、海水浴施設及びバンガローについては、日割りをもって計算する。